

和歌山県補助事業 「経営継承応援資金」のご案内

親の農業経営を継承される方、新たに農業経営を開始される方を支援します。

◆支援対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。ただし、親の農業経営を継承する場合、継承する経営あたりの対象者は1人とします。

- 1 認定新規就農者である（注1）
- 2 経営開始時の年齢が60歳以下である（注2）
- 3 令和6年1月1日から12月31日に経営を開始した方
- 4 年150日かつ1,200時間以上の農業従事が確実である
- 5 国の支援策（新規就農者育成総合対策等）を受けていない

（注1）認定新規就農者とは、就農地の市町村で青年等就農計画の認定を受けた方です

（注2）親の経営を継承し、対象者自身が経営主となり、経営を開始する必要があります
（廃業届・開業届の写しで確認）

◆資金の交付金額

1人あたり50万円（資金の用途は問いません）
予算の都合上、申請者全員が採択されるとは限りません。

◆お申し込み

「経営継承応援事業補助金交付申請書」を有田市役所有田みかん課まで提出してください。

※申請書は有田みかん課にあります。

締め切り：令和6年9月30日（月）まで

お問合せ先

有田市役所 有田みかん課 0737-22-3635

有田振興局 農業水産振興課 0737-64-1273

手続き等に時間を要する場合がありますので、早めにご相談ください。